

軽減税率導入で何が変わるの？  
えっ！免税事業者って不利なの？

2019年10月1日より  
消費税の軽減税率制度が  
導入されます！！

# 今から備えたい 軽減税率の対策とポイント！

2019年10月、消費税10%引き上げと同時に、“軽減税率”が導入されます。事業者は複数の税率を同時に扱わねばならず、店舗業務、会社の経理業務への負担が増します。加えて税額計算や新しい請求書方式など、**どんな業種・業界であっても様々な影響を受けることになり**、今その対策へ不安の声が挙がっています。本講座では、軽減税率に向けてどんな対応が必要か、そのための**新しいレジ導入やシステム改修に使える補助金**の活用方法などを、わかりやすく解説いたします。  
1年後はすぐにやってきます！！この機会に是非ご参加ください。

平成30年 **10月19日(金)** 14:00~16:00

## 講師

アルト経営パートナー(株)代表取締役  
中小企業診断士 **加藤 敦子 氏**



### ●講師プロフィール●

9年間の国公立小学校教師の経験を生かし、その後のシステムエンジニア職においてもプロジェクト開発と同時に社外向けSE養成講座を担当。独立後は、後継者育成支援、創業相談、経営改革支援を通し、中小企業や起業家をサポート。講師登壇は年間100回近く、銀行融資審査ガイドや業界レポート執筆なども手がける。

## 講座内容

- ◇消費税増税・軽減税率導入のスケジュール
- ◇何が軽減税率8%になるのか？
  - ・ 飲食料品、外食の定義
- ◇こんなにも大きい、軽減税率の経営への影響
  - ・ 経理処理上の注意点
- ◇レジ補助金とは？どうやって補助金を受けるのか
  - ・ 軽減税率対応のレジ導入や受注システム改修のための補助金申請の仕方
- ◇知らないと怖い、インボイス制度
  - ・ インボイス方式への準備は？
  - ・ インボイス実施後の免税事業者からの仕れについて

## 会場

日光商工会議所 今市事務所（日光市平ヶ崎 200-1）

## 受講料

無料

## 申込方法

下記申込書に必要事項をご記入の上 FAX、またはお電話にて10月12日（金）までにお申込みください。

## 問合せ・申込先

日光商工会議所 今市事務所 TEL：0288-30-1171 FAX：0288-30-1172

主催：日光商工会議所 中小企業相談所

FAX 0288-30-1172

※切り取らずに FAX してください。

## 『軽減税率対策セミナー』受講申込書〔10月19日(金)〕

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名			

\* 本申込書にご記入いただいた情報は、本講座開催に係る各種連絡の他、当所主催のセミナー案内等に利用させていただきます。